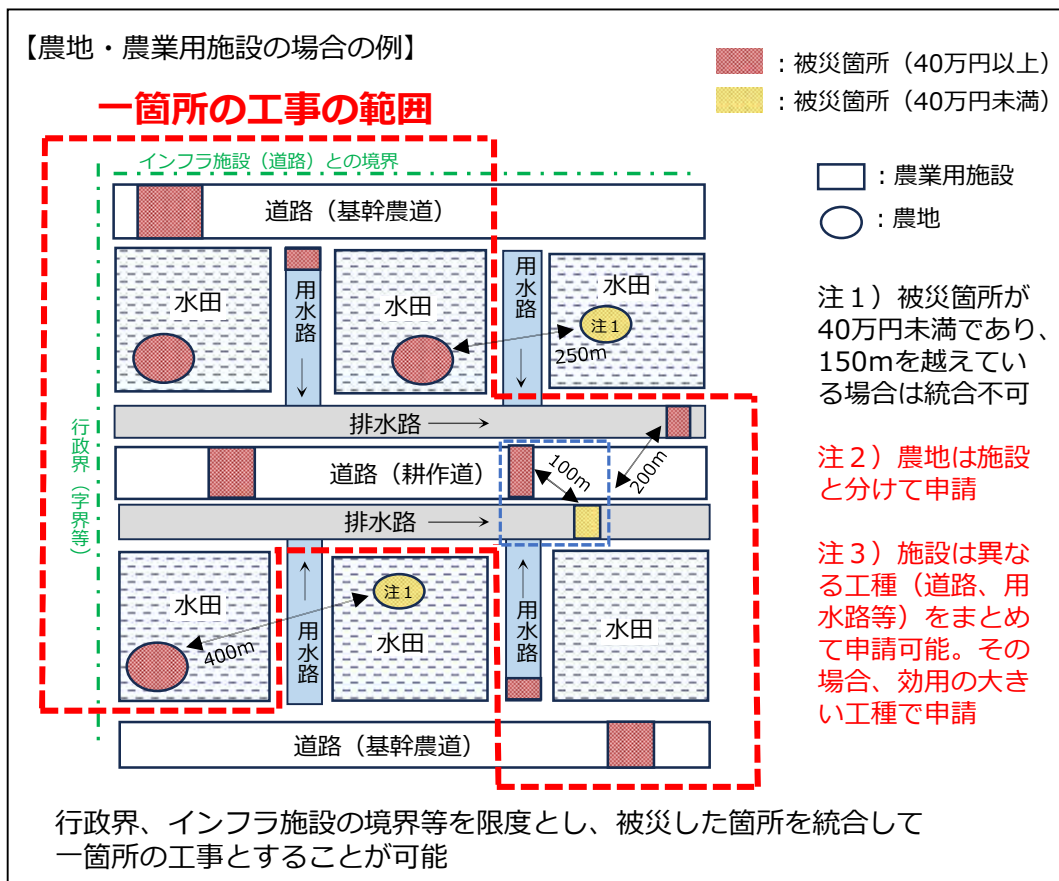


質 疑 応 答

3-27 被災箇所が広範囲に点在している場合、事業施行の効率を向上させるため、工事の工期や規模を勘案した「被災箇所のまとめり」を一箇所の工事とみなすことは可能としているのか。

大規模災害査定方針適用時において、行政界、インフラ施設等の境界及び災害復旧工事を考慮した範囲を限度として、農地、用排水路、道路、用排水機など農地・農業用施設等（負担法の漁港施設等の場合は岸壁や臨港道路など）の複数箇所を一箇所の工事として「統合」することが可能です。なお、農地については施設と分けて査定の申請をすることとなります。

ただし、暫定法等で定める限度額未満（1箇所の工事の費用が40万円未満で150mを超える箇所等）のものを統合することはできません。



（参考）

大規模災害時における農林水産業施設及び公共土木施設災害復旧事業査定方針の解説について（令和6年7月改定）（令和6年7月12日付け災害対策室長事務連絡）